

建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意

1 掛金収納書

(1) 共済証紙取扱機関から証紙を購入のうえ取扱機関から交付される発注官公庁提出用掛金収納書（発注者用）を貼付すること。

なお、受注業者が工事の一部を下請に付した場合で下請業者が自ら証紙を購入した場合にはその収納書も併せて貼付すること。

(2) 契約者記入欄記入方法

① 「発注者名」は、越谷市長とすること。なお、下請業者については、元請業者名を記入すること。

② 「元請契約の工事番号及び工事名」については、契約書どおり記入すること。なお、下請業者についても同様とする。

2 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

(1) 宛て名は契約書上の注文者とする。

(2) 「工事名」、「契約年月日」、「請負金額」は契約書のとおりに記入すること。

(3) 購入額欄記入方法

① 「共済証紙購入の考え方からでた参考額」は、下記「共済証紙購入の考え方について」のとおりとし、「工事種別及び請負金額の当てはまる割合」及び「対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)」を記入し、算出すること。

② 「共済証紙購入額」は掛金収納書に記載されている金額（下請負業者の収納書がある場合は、それを合算した金額）を記入すること。

(4) 掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由欄記入方法

この報告書に掛金収納書を貼付しなかったり、報告書の「共済証紙購入の考え方からでた参考額」に対し「共済証紙購入額」が不足した場合は、その理由を選択し必要事項を記入すること。

※その理由としては、例えば受注業者が短期雇用労働者を使用せず、自らの従業員を使用して工事を施工し、それらの従業員について何らかの退職金制度を有している（なお、何らかの退職金制度を有している場合は、その名称を記載すること）等である。

(5) 報告書は、工事発注課に提出すること。

共済証紙購入の考え方について

下記は、請負金額に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

共済証紙購入額の把握が困難な場合は、下記に、対象工事における労働者の建退共制度加入率(%) を乗じた
70%

値を参考とすること。したがってこの考え方に基づく場合は、受注者は「対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)」を把握すること。

請負金額	工事種別		土 木			
	舗 装	橋梁等	ズイ道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1000～9999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10000～49999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50000～99999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100000～499999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

請負金額	工 事 種 別		建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置		
1000～9999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000		
10000～49999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000		
50000～99999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000		
100000～499999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000		
500000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000		

(注) 請負金額は消費税相当額を含む。